

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集  
第40集 (2008年度) 2009年3月発行：49-68

## 高等教育の市場化：平等と卓越の追求の狭間で —フランスにおける公役務概念の変化に着目して—

大 場 淳

# 高等教育の市場化：平等と卓越の追求の狭間で

ーフランスにおける公役務概念の変化に着目してー

大 場 淳\*

日本では、1980年代以降、国の活動全般についての規制緩和が進む中<sup>1)</sup>、政府の強い統制と庇護の下に置かれていた大学が、自由化・多様化・個性化を旨とする改革の対象となり、競争的環境に置かれるようになってきた。この大学改革を一語で表せば「市場化」である（天野，1999）。その市場化は、自律性拡大、基盤的経費の削減、競争的資金の拡大、説明責任の追及と評価制度整備、情報公開等に現れている。更に、21世紀 COE プログラムを始めとする世界的水準を有する卓越した教育研究拠点整備を目的とした公募事業が展開されるに及んで、大学は一層競争的な環境に置かれるようになった。

もとより、かかる変化は日本に限ったものではない。新自由主義（neoliberalism）並びにそれに依拠すると言われる新公共経営（new public management: NPM）が世界の高等教育を席卷する中で<sup>2)</sup>、同様の政策が多くの国で実施されてきた（OECD, 2004; Olssen and Peters, 2005）。より自律的になった各国の大学<sup>3)</sup>は、評価制度や大学ランキングが整備される中で、国内の大学のみならず、国外の大学、国内外の大学以外の機関を相手として、一層激しくなる学生獲得や卓越性・名声を求めた競争に晒されているのである。

フランスにおいても、知識社会の進展やボローニャ・プロセスを始めとする高等教育の国際化・世界化の動きは同国の高等教育をも巻き込んで、その制度の根幹を揺るがすに至っている。例えば、予算組織法（LOLF）（2001年制定、2006年全面適用）に基づく新しい予算制度にはNPMが色濃く反映されている（Bezes, 2005）。また、その評価法が必ずしも適切ではないことが認識されつつも<sup>4)</sup>、世界大学ランキングにおいてフランスの大学が後塵を拝していることに対して強い批判が国会等から寄せられ（Cerisier-ben Guiga et Blanc, 2005）、他方で世界におけるフランスの研究の地位低下が危惧されている（Butler, 2007）。このような状況を反映して近年、フランスの大学の世界的認知度を高めるため、大学の連携・統合を図りつつ資源投資を集中することによって国際的競争力を高めるための施策が推進されている。

他方において、フランスでは、伝統的に高等教育は公役務（service public）と位置付けられ、日本（特に国立大学）同様に、従来から政府による強い統制の対象とされてきた。最近の改革は、こうした公役務としての高等教育において伝統的に重視された機会均等といった平等主義の在り方から大きく逸脱する傾向が認められる。市場化を伴うかかる改革は不可欠とされる反面、当然に多方面から強い反発を受けており、例えば大学の自律性の大幅拡大を目指した2003年のフェリ法案が学生の抗議活動に遭って撤回されたことは記憶に新しい。

---

\* 広島大学高等教育研究開発センター准教授

本稿は、フランスにおける近年の高等教育政策を追いながら、同国高等教育の市場化の動向を概観し、市場化に対する関係者の反応やその課題等について検討するものである。

## 1. 公役務の市場化と高等教育

### (1) 公役務の定義

フランス行政法において、公役務 (service public) は重要概念の一つである (中村他編, 2002)。2世紀以上に渡ってフランスの国家制度は、平等な利用機会の提供と国によるその保障を内容とする公役務概念の下で発展してきた。この平等主義と中央集権が混在した制度は革命期に形成されたものであり、形を変えつつも今日まで維持されている (Chevaillier, 2004)。

公役務とは、直接又は間接に公的団体 (collectivité publique) の管理に属し、公益 (intérêt public) を有する目的の追求のために提供される役務の総体である<sup>5)</sup>。その大半は国、地方公共団体、法令で設置される公施設法人 (établissement public)<sup>6)</sup> によって提供されるが、国の統制の下で私的団体が実施することもある。公役務については、公益の内容を明確にすることが困難であって、かつ他国に全く同じ類のものが無いことから、長らくその正確な定義は不可能であると考えられてきた (Lombard et Dumont, 2003)。

近年、欧州法制定によって加盟各国が国内法整備を求められたことは、フランスにおいて公役務を再考する機会となった。欧州共同体・連合は、当初設立規約等において公役務という用語を用いなかったものの、1997年のアムステルダム条約で「経済的一般利益役務 (services d'intérêt économique général/services of general economic interest service)」の概念を導入した。一般利益役務について、欧州委員会 (CEC, 2003a) は公役務の曖昧性に鑑みて一般利益役務と混同すべきではないとしているものの、フランスでは同国の伝統的な公役務概念が欧州で受け入れられたものと捉えられた<sup>7)</sup> (Lombard et Dumont, 2003)。

今日、公役務の原則として、継続性 (continuité)、平等性 (égalité)、変更可能性 (mutabilité)<sup>8)</sup> が指摘される。教育に関して原則とされる中立性 (neutralité) と世俗性 (laïcité) は平等性の派生である。教育については、共和国憲法 (現行憲法に引き継がれた1946年憲法前文) に国の役割が明記されており、それを以て教育は憲法的公役務 (service public constitutionnel) と位置付けられている (Lombard et Dumont, 2003)。そして、憲法を受けた法令において、公役務としての教育の在り方が詳細に規定されている。例えば、教育法典 L. 211-1条第1項は、教育は国家的公役務 (service public national) であり、地方公共団体の権限に関する特段の定めが無い限り、本公役務の編成・運用は国が行うと定めている。そして、第2項で、基本的枠組の設定、国家学位の定義・授与、教職員の募集・管理、予算措置等についての規定がなされている。

公役務は何らかの公権力行使を前提とするものの、その提供は国やその他の公的機関が独占するものではない。そもそも高等教育に関しては、1875年7月12日の高等教育の自由に関する法律第1条 (現教育法典 L. 151-6条) は「高等教育は自由である」とし、原則としてその実施は個人 (又は団体) の自由であると定めている。例えば、<sup>グランド・ゼコール</sup> 専門職大学校の一種である技師養成校 (école d'ingénieurs)

247校のうち67校は私立（2006-2007年度現在）であるなど<sup>9)</sup>、少なからぬ私立高等教育機関がフランスには存在している。

しかしながら、高等教育在籍者の多くは大学を始めとする国立機関の学生であり、私立機関の多くも国から国家学位の授与権を受けるなど、国がその実施に責任を有する公高等教育（service public de l'enseignement supérieur）の枠組の中で活動している。そして、国立の機関はもちろんのこと、私立の機関についても厳しく政府による統制が行われてきた（Chevaillier, 2004）。そうした政府統制の在り方は世界的にも強い部類に位置付けられ（Clark, 1983；Neave, 2004）、無償に近い学費や大学入学者不選抜、同等の法的効果を保証する国家学位制度、更に「フランス本土全ての地点から150km以内に大学本部都市がある」と政府文書（MEN-MR, 2002）に書かれていることに示される近隣性等、機会均等を特に重視したものであった<sup>10)</sup>。

## (2) 公役務の市場化

1980年代以降、英国のサッチャー改革に代表されるように、世界の高等教育は新自由主義とその行政への適用とされる新公共経営（NPM）に席卷されることとなった（Olssen and Peters, 2005）。それとほぼ時を同じくして、大学は知識経済・社会の主要な構成要素として組み込まれるようになり、それまで以上の役割を期待されることとなった（Schimank, 2005）。政府は、大学の自律性を拡大する一方で、その説明責任を問うべく評価を中心とした質保証制度の整備を図った（Damme, 2002）。かかる変化は、フランスにおいても例外ではなかった。

1980年代以降、同国において進められた改革には、大学評価委員会（CNE）の設立（1984年）、1980年代末からの契約政策<sup>11)</sup>、技術革新・研究法（1999年）による地域や産業との連携推進、2002年のLMD導入に伴う学位授与権認証（habilitation）に関する規制緩和等がある。中でも契約政策は、大学に実質的な自律性を認めるとともに、国と大学との関係に大きな変化をもたらした（Musselin, 2001）。こうした改革の結果、Boffo, Dubois and Moscati（2008）が指摘するように、フランスにおいても高等教育の市場化が進展してきたのである。大学長会議（CPU）第一副議長のBelloc（2002）は、一定水準の質の維持と平等性を旨とする国家学位を中心としたフランスの高等教育制度が次第に市場原理に支配されつつあることをOECD会合で報告した。

しかしながら、これらの改革の後も国の関与が大幅に減退した訳ではなく、引き続いてフランスの高等教育は強い統制の下に置かれてきたことも確かである（Chevaillier, 2004；Laugénie, 2004；Neave, 2004）。例えば、2002年の学位授与権認証制度改革は、1991年（平成3年）の日本の大学設置基準大綱化に通じる改革であったが、通知や認証制度の運用等を通して国からの統制は今日でも細部に渡って行われている（大場, 2008）。評価制度の主たる目的は公役務としての高等教育の改善を自己改革を通じて促すことにあり（Neave, 2004）、説明責任を重視するNPM下における質保証の在り方とは異なっていた。また政府は、企業の大学への関与拡大を懸念して、NPM適用に際して企業の意向が大学運営に反映されることを避けつつ国の権限を維持してきた（Vinokur, 2008）。そして、CPU（2002；2007）に見られるように、大学側から長年にわたって自律性拡大の要請が政府に寄せられてきたのである。

## 2. 近年の大学改革

伝統的な形の政府統制が強く残るフランスの高等教育ではあるが、前述 LOLF 導入以降は、政府全体として新自由主義的政策を徹底する傾向が認められ<sup>12)</sup>、公役務としての高等教育についても NPM が台頭している。そして、世界的認知度を高めることを目的として競争や卓越性が追求され、伝統的に重要とされてきた平等原則<sup>13)</sup> から逸脱する傾向が認められる。本節では、最近の高等教育政策を見つ、その新自由主義的傾向を確認することとしたい。

### (1) 大学配置計画の見直し

大学配置計画 (carte universitaire 又は carte de l'enseignement supérieur) とは、教育法典 L. 614-3条で規定された大学の配置計画である。教育提供、研究・文献情報サービス活動、国家学位の認証、予算配分の決定の枠組となるもので、大学、州政府、高等教育・研究審議会 (CNESER)<sup>14)</sup> への諮問を経て国民教育大臣が決定する。従前、計画決定は、学生数の増加、国土開発、地方公共団体の役割拡大といった専ら国内的要因に基づくものであった。しかしながら、1990年代末からの関連政策は大学の「認知性 (lisibilité)」及び「可視性 (visibilité)」を重視したものへと変わり、国際的な要因が一層考慮されるようになった。その結果、計画は次第に競争を重視し、大学に多様化を求めるものとなっている (Cytermann, 2006 ; Soldano et Filâtre, 2004)。

こうした変化は、1998年のソルボンヌ会合に始まるボローニャ・プロセスの進展と軌を一にしている。同会合と時を同じくして政府に提出され、同会合の仏提案の基礎となったアタリ報告 (Attali et al, 1998) は、大学配置計画の全面的な見直しを提言していた。同報告は、全国を8地域に分けた上で、評価に基づいて優れた学科 (département) 一単独で又は学内外の組織との連携に基づいて一を「地方大学拠点 (pôle universitaire provincial)」として選考することを提案した。1997年の右派から左派への政権交代以降、政府は地方の発展計画に高等教育を重要な構成要素として位置付ける方針を示した (Soldano et Filâtre, 2004)。1998年に出された大学整備のための中期計画「大学三千年紀計画 (Plan Université du Troisième Millénaire: U3M)」(2000~2006年) は、学生数が安定したことを反映して<sup>15)</sup>、地方と共同で、教育研究環境の質的改善に重点を置きつつ大学整備を行う方針を示した。この計画は大学と地方の協力を拡大するとともに、地域の需要に応じた発展を各大学に促すことによって、既に現れていた多様化の傾向を決定付けるものとなった (Frémont et al, 2004 ; Musselin, 2001)。

国際的には、上記ボローニャ・プロセスとともに、2000年3月に欧州理事会によって採択されたリスボン戦略が高等教育の経済への貢献拡大・卓越、競争、資源集中によって (Froment, 2007) 一を求めたことは、フランスのみならず欧州各国の高等教育政策等に大きな影響を与えた。2003年の欧州委員会の政策文書「知識の欧州における大学の役割」(CEC, 2003b) は、全般的に欧州の大学は世界的水準の競争力に欠けるとし、選択と集中によって欧州規模の卓越した拠点・ネットワーク形成を促した。同戦略は、フランスの高等教育・研究政策に色濃く反映されている。例えば、2005年、競争的研究資金によって戦略的に研究を推進する国立研究機構 (ANR) が設置された。2006



年の研究計画法が規定した研究・高等教育拠点 (pôles de recherche et d'enseignement supérieur: PRES) は、地理的に近接する大学及び他の教育研究機関が連携・協働し、戦略計画を立案して特色ある卓越した教育研究を行うことを主目的の一つとしている (IGAENR, 2005)。2008年9月現在、全国で10の PRES が設置され、その一部は統合を目指している。例えば、PRES エクス=マルセイユを構成するエクサンプロバンス及びマルセイユの3大学は2010年に統合し、学生数約7万人 (うち留学生1割) のフランス最大規模の総合大学となることが予定されている。3大学の学長は、この統合によって「国内的・国際的な競争において認識され且つ魅力的な世界的規模の大学となる」ことを目指すとしている (Leras, 2007)。

また、PRES と同時に研究計画法で設けられたテーマ別先端研究ネットワーク (réseau thématique de recherche avancée: RTRA) は、世界最先端の研究を目的とする高等教育・研究機関間の研究テーマ別の協力枠組である。その設置形態は私法の下で運用される科学協力財団 (fondation de coopération scientifique: FCS) で、公施設法人と較べてより自律した運営が可能である。2006年10月、37提案から13計画が選ばれ、総額で2億ユーロの予算が当該計画に充てられた。

## (2) 予算配分方式の見直し～LOLF

2006年以降、政府の予算は全て予算組織法 (LOLF) に基づいて編成・執行されている。目的によって予算を管理する LOLF は、単に予算制度の改革であるのみならず、国家行政全般に関する「革命」であって、全ての公的機関の活動の在り方に根本的な変革をもたらすものである。しかも、LOLF はこれまでの予算の在り方と異なって、優先順位・目標を明確にしつつ、経済・財政的手法並びに経営理論を重視し、下部組織への権限の委譲を行うといった点において、平等を保障するものとは考えられていない。そして、効率的な予算執行を担保するため、競争や業績指標の整備が重視される (Arkwright et al, 2007)。国立機関としての大学は、当然に LOLF の適用を受けることとなる。

研究活動において競争は従前から重視されてきたが、大学において伝統的に重視されたのは競争ではなく「一律と平等の原則」であった。その原則は、国民教育省の大学等への関与の在り方一特に省内での意思決定法一によって担保されていた。すなわち、予算配分にかかる決定は各事項 (事業や定員等) の必要性分析に基づくものではなく、提案された事項から適切な選択を行うことによってなされていたのである (Musselin, 2001)。そして、その原則の変更は、例えば頓挫した1986年のドバケ改革案<sup>16)</sup>に見られるように、非常な困難を伴うものであった。

しかしながら、LOLF 導入後に平等原則が放棄された訳ではないものの、高等教育の目標の重点は卓越性に置かれ、高等教育全般に関して競争が促されることとなった。LOLF 全面移行の最初の年である2006年の大学等関連予算書 (MEN, 2005) は、高等教育の諸目標は大学等の教育研究の卓越性並びに国際的認知に重点が置かれるとしている。それを踏まえて各目標の下で、具体的指標を伴って達成すべき事項が定められ<sup>17)</sup>、例えば目標1「全ての教育段階での学習成功率改善」では、学士・修士・博士の各段階毎に、質評価制度の普及を通じて教育の卓越性が保証されなければならないとしている。本目標で採用された指標は、①自己評価又は質保証の仕組みを有している機関の比率、②新規の技術・職業バカロレア取得者が短期職業教育 (STS 及び IUT<sup>18)</sup>) に占める比率、③

中退者の比率、④3年で学士を取得する者の比率の四つであるが、高等教育の質全般にかかる①を除けば、進学機会均等(②)、退学・留年等の防止(③と④)を目的とするものであって、平等原則が維持されていることが確認できる。

しかしながら、目標5「教育活動の国際的魅力度向上と欧州・世界の制度への統合」は、目標1とは大きく性格を異にしている。当該目標は、全ての高等教育制度は、今後、欧州・世界規模の競争に参画することとし、外国の制度と比較して劣らない質を国民に提供しなければならないと、また、フランス文化の持続的な威光を維持し、世界で重要な位置を占め続けるに十分に魅力的でなければならないとした。その目標を担保するため、①学生の国際移動率(出入国、OECD加盟国のみ)、②修士・博士課程における外国人学生(バカロレア非保持者)の比率、③学士・修士課程における外国人学生の対仏人学生比較合格率、④修士・博士課程における共同学位(diplôme conjoint)数の四つが指標として選択された。いずれも2010年までの目標値が設定されており、例えば、①に関しては仏国内の外国人学生及び外国で学ぶ仏人学生の両比率ともに4%と設定され、また②に関しては修士課程の外国人学生比率が15%に設定されている(博士課程は未設定)<sup>19)</sup>。

### (3) 質保証制度の整備～AERES

行政にNPMを適用するに際して、利用者(高等教育では主に学生とその雇用者)の保護のための質保証制度の整備は最も重要な要件の一つである(Amaral, 2007)。質保証制度の整備は、ボローニャ・プロセスにおいて各国政府に対して最優先事項として促されており、その具体的内容は2005年の欧州高等教育質保証協会(ENQA)規準・指針書(ENQA, 2005)として示されている。フランスは、CNEを通じて欧州質保証制度整備に早くから参画するとともに、そこでの検討を踏まえた評価規準書(CNE, 2003)の作成、LMD導入に際しての学内教育評価制度整備といった国内制度整備に努めてきた。その総仕上げとなるのが、同国の評価機能を大幅に拡大する2007年の研究・高等教育評価機関(AERES)の設置である(Chabbal et al, 2007)。

AERESは、2006年の研究計画法に基づいて、CNE、研究評価委員会(CNR)、科学技術教育調査室(MSTP)を統合して設置された質保証機関(独立行政機関)で、機関評価、研究単位(unité de recherche)評価、教育プログラムの事前審査、学内の教員評価制度の評価を行う。従来、フランスにおける大学評価は、多様な機関が並立して評価活動が錯綜し「評価の銀河(galaxie de l'évaluation)」と呼ばれるような状況であった(Laugénie, 2004)。AERESの設置目的の一つはかかる状況を改善し整合性ある評価を実施することであったが<sup>20)</sup>、同時に当時のフランスに欠けていた「戦略国家(État stratège)」が有すべき評価機能を提供するものでもあり(CFEGP, 2006)、それは欧州・国際的水準での質評価を行うものである(AERES, 2007)。

かつてのCNEの大学評価は、国民教育省が行う学位授与権認証や予算配分とは無関係で行われ(Musselin, 2001)、その評価の効果は専ら評価を受けた大学の対応に依存していた。しかしながら、AERESはLOLFの下で実施されることとなった高等教育行政と一体的に運用される。例えば、修士課程及び博士課程の教育プログラムはAERESの審査を受けなければならない、国民教育省はその結果に基づいてそれらの認証等を行う。また、これまで体系的な評価を受けなかった四年契約につ

いても、更改に際しては AERES の評価を受けることとなった (MEN, 2007b)。すなわち、CNE とは性格を大きく異にする評価機関が設置され、大学は国際競争を念頭に置いた一律的基準に基づく評価—その結果は資源配分等に結び付いている—に晒されることとなったのである<sup>21)</sup>。

#### (4) 更なる自律性拡大と選択・集中～LRU とキャンパス計画

大学の自律性拡大は、国の権限が強い高等教育制度の中で、予てより大学が最も強く要望してきた事項の一つである。しかしながら、その要望は、長い間、大学が学内活動の優先順位付けができないといった経営能力欠如からしばしば時期尚早であると考えられ (Musselin, 2001)、また、大学の自律性拡大は高等教育の機会均等を損なうものとして学生団体の多くが強く反対してきた。例えば、2003年にフェリ国民教育大臣から提案された高等教育機関自治法 (後の大学改革法) 案 (フェリ法案) は、学生の強い抗議活動の前に撤回されている (大場, 2006)。また、LMD 導入に際しても、各大学における教育プログラムの自由な構想を認めつつも、その実施を認証にかからしめることによって国民教育省は国家学位制度の堅持を強調している (Ferry, 2002)。

大学の経営能力に対する懸念や学生の反対にかかわらず、契約政策に見られるように、徐々にではあるが大学の自律性は拡大してきた。そして、2007年の大統領選挙においては、大学運営の改革は争点の一つとなった。CPU は、選挙に向けて「大学は可能性: 大学長の提案」と題した提言 (CPU, 2007) を発し、自律性拡大を要望しつつ候補者に議論を促した。主要三候補者 (ニコラ・サルコジ、セゴレンヌ・ロワイヤル、フランソワ・バイル) とともに大学改革を公約の中に掲げ、大学の自律性拡大を支持していた。当選したサルコジは、大学運営に関して三者の中でも最も徹底した改革—その中には自律的地位 (statut d'autonomie) の大学への付与が含まれる—を提言しており、最優先で取り組むべき課題と位置付けていたのである (Le Hir et Rollot, 2007)。

サルコジの大統領就任直後の5月23日、首相に任命されたフランソワ・フィオンは大学自治法 (loi sur l'autonomie des universités) 案を発表し、内閣の最重要案件として7月に成立させる方針を示した。当該提案には、組織編成、教員採用、教育編成、研究機関や専門職<sup>グランド・ゼコール</sup>大学校、企業との協定締結にかかる自由が盛り込まれており、大学の自律性を大幅に拡大するものであった。但しフィオン首相は、入学者選抜及び登録料の値上げについては学生に配慮して、その可能性を否定している (Rollot, 2007)。同法案に対しては学生や教職員から反対の声が上がったものの、政府は最大の学生団体であるフランス全国学生連合 (UNEF) の協力取付に成功し<sup>22)</sup>、同法案は大学の自由と責任に関する法律 (Loi relative aux libertés et responsabilités des universités: LRU) として国会で可決され、8月10日に公布された (J.O. n° 185 du 11 aout 2007)。LRU は、2009年より順次大学に適用されている。

比較的障害もなく成立した LRU であるが、2003年に撤回されたフェリ法案と大きく変わるものではない。入学者選抜や登録料値上げを否定したことは当時も同様であり、フェリ元国民教育大臣自身も LRU を2003年法案の趣旨を踏襲したものと見ている (Haberbusch, 2007)。それにも拘らず今回 LRU が成立したことは、それまでの5年の間に LOLF の全面適用、AERES の設置、PRES や RTRA の制度化といった大学の自律性拡大や競争促進をもたらす改革が矢継ぎ早に行われ、既にその下地ができていたものと考えられる。



更に2008年2月、仏ガス公社（EDF）の株式売却利益の50億ユーロを基にした特別予算で集中的に施設整備を行う「キャンパス計画（Opération Campus）」が発表された。本計画は、競争によって全国10地域を選定し、「真の生活の場を創造し、未来の大規模キャンパスを連携させ、国際的認知度を高めるため、大規模且つ集中的な投資によって既存のキャンパスを再開発し、活性化する」ことを目的としている（MESR, 2008）。同年7月までに、卓越性等を基準として、提案された計画から10件が選考された<sup>23)</sup>。

### 3. 市場化の功罪～公役務概念の変化の中で

#### (1) 公役務概念の変化

ここまで、フランスにおいて次第に高等教育の市場化が進められ、特に近年の改革では卓越性と国際的認知を追求して、評価に基づいて資源配分にかかる選択と集中が行われてきていることを見た。そうした改革をもたらしたのは、知識経済・社会の進展に伴う国際的競争の激化、地域における発展や技術革新の制度への大学の組み込み、新自由主義・NPMの進展といった世界の高等教育を取り巻く環境の変化であって、それは同国の大学が伝統的な価値に重点を置いて存在し続けることを困難にした。すなわち、Thiaw-Po-Une（2006）が述べるように、外的要因によって初めて改革が可能となったのである。

こうした改革に対しては、留学生の動向や大学ランキングにおけるフランスの地位等に鑑みて、歓迎する声が多く聞かれる。例えば、世界銀行副総裁（現パリ経済学院<sup>24)</sup>長）のフランソワ・ブルギニョンは、米国の大学と比較してフランスの大学は時代遅れであるとして、LRUは大学の全般的な質向上に寄与するであろうと述べている（Haberbusch, 2007）。また、CPUが自律性拡大を一貫して国に対して求めてきたことは前述の通りであり、大統領選挙に向けた前述提言書（CPU, 2007）は、学術的価値と機関の業績評価に基づいて、全ての大学が卓越性を追求し名声を得よう努めなければならないと述べている。同様にCPUはPRESについても、フランスの高等教育・研究制度の欠陥の一部一特に機関の多様性と研究能力の散逸—を修正するものであるとして、原則として賛意を表した（CPU, 2006）。

他方、競争を原則とする市場化は公高等教育の伝統的価値である平等性とは相容れない面があり、市場化へ向けた改革に対しては強い反対が学生や教職員からあったことも事実である。例えばUNEFは、フェリ法案検討に際して、それが提言する大学の自律性拡大は市場化の強制であって、学内民主主義を後退させ、公役務としての高等教育を否定するものとして受け入れ難いとした（UNEF, 2003）。しかしながら、近年の諸々の改革に対しては大きな抗議活動が組織されることもなく<sup>25)</sup>、いわばなし崩し的に高等教育の市場化が進められてきた。LRU制定に際してUNEFを含む学生団体の多くは反対闘争を行わずに条件交渉に徹し（Cédelle, 2007）、他の一部団体が進めたLRU廃案運動は広がりを見せることはなかった。

かかる状況は、長年に渡って少なくとも建前では維持されてきた公高等教育の平等原則が今日においても重視されてはいるものの、その受け止め方が変わってきていることを示しているものと思

われる。例えば、平等な進学機会保障を謳った前述国会報告書（CFEGP, 2006）は、当該記述の後に、大学は多様であって高等教育制度はその多様性に配慮しなければならないとし、全体として大学の自律性拡大に向けた改革を促している。また、CPUを代表してジャン＝ピエール・フィナンスは、2007年の年次総会で平等を重視する伝統的な公役務としての高等教育を放擲しないとしつつも、同時に大学の自律性拡大の必要性を改めて指摘した（CPU, 2008）。Fromentは、フランスは「もはや比較的差別の少ない統一的な公役務の理論には依拠しない」と述べ（Musselin et al, 2007）、公役務としての高等教育概念の変化を端的に指摘している。

## (2) 更なる改革の追求と改革への懸念

今日においても、平等を重視する伝統的な公高等教育への支持は強いが、そうした声は卓越性や国際的認知の追求の前に次第に小さくなっているようである。そもそも公役務の原則の一つである「変更可能性」に鑑みれば、公高等教育が環境変化に応じて内容や提供法に必要な変更を加えることは当然である。問題は、当該変化の認識や望まれる変更についての見解の相違が少なくないことであろう。実際、国家学位制度、入学者不選抜、低廉な登録料が維持された以上、LRUによっても大学が自由競争に晒されるようになった訳ではなく（Vinokur, 2008）、更なる自律性拡大を求める者も少なくない。

新自由主義的政策に対しては、フランスのみならず各国において、各方面からその悪影響に関する懸念が表されている（Bezes, 2005）。例えばVinokur（2008）は、アメリカやロシアの高等教育で実際に生じた問題を例示しつつ新自由主義的傾向に危惧の念を呈している。また、世界大学ランキングはその手法に多大な批判が寄せられていることはよく知られており（Hazelkorn, 2007）、指標に大きく依存する評価の在り方への懸念は絶えない。フランスでは例えば、Desrosières（2006）がLOLFの指標において「比較不可能なものを比較する」と述べるように、指標選定に客観的な適正性を求めることは困難な場合が少なくない<sup>26)</sup>。高等教育に関しては、例えば、留学生の数はフランスの教育の魅力によるものか低廉な学費に基づくかは判然とせず（Vinokur, 2008）、また、外国人教員採用についてもフランスの大学の魅力を示すのか国内の人材不足に起因するのかが不明である（Cytermann, 2007）。こうした事情から、国民教育省は大学から提出された指標を公開していない<sup>27)</sup>。他方において、国際競争力や地域発展の観点からも望ましくない一部学問領域の衰退—特に人文科学について危惧されている（Dizambourg, 2007）—や特定領域への専門特化が懸念されている。また、自律性が拡大することや競争的資金が増えることは、当初から強い大学に有利で二極分化を生じさせるだけであって、全体的な質向上には寄与しないとといった声も強い（Cytermann, 2006/2007；Mignot-Gérard et Musselin, 2005）。学内運営については、学長への権限集中による弊害を危惧しつつ、執行部と部局の協働の必要性が数多く指摘されている（Frémont et al, 2004；Lussault, 2007）。

## 4. 結語

平等を重んじる伝統的な公役務概念で構成されてきたフランスの高等教育は、それを取り巻く世

界的環境変化の中で、次第に変容することを余儀なくされてきた。当該変容は、市場化に向けた各種政策として具体化されてきたが、その立案に当たっては関係者の利益や価値観等の相違から大きな緊張を生じさせ、時には学生の抗議活動として現れて政策の撤回をもたらしたことも一度ならずであった。しかしながら、20世紀末以降の知識経済・社会化、情報化、世界化の進展は伝統的な平等原則を大幅に後退させ、他国同様に、新自由主義的施策がフランス高等教育においても広範に採用されることとなった。そして近年、フランス高等教育の卓越性や国際的認知を追求した施策が矢継ぎ早に実施され、競争が促されるとともに大学の自律性拡大や多様化が図られてきたのである。

しかしながら、そうした市場化を進める政策に対しては、その効果や手法に対して数多くの疑問や懸念が示されている。その一方で、現在においても市場化が徹底されている訳ではなく、入学者不選抜や低廉な登録料、国家学位制度、地理的適正配分に見られるように伝統的な平等原則は高等教育制度の根幹に位置付いている。いずれにせよ、現段階において、伝統的価値を維持しつつも市場化を推進するフランスの高等教育政策の適否について判断することは尚早である。2009年から適用され始めたLRUなど、本稿で言及した各種政策が全面的に実施された後に判断すべきものであろう。

最後に若干ではあるが、同様に高等教育の市場化が進む日本との比較について述べておきたい。フランスを含む欧州の高等教育制度と日本のそれ—特に国立大学—は、Clark (1983) やタイヒラー (2006) が指摘するように、多くの類似点を共有している。例えば、日本の国立大学法人化には、フランスの契約政策やLOLF、更にはLRUとの間に多分に共通点が認められる。もちろん、具体的施策において両者間に数多くの相違はあるものの、機関の自律性拡大、執行部強化、評価制度整備を進める点においては同様である。また、教育研究における世界水準での卓越性の追求も共通に認められる。他方、新自由主義的政策に対する懸念も同様のものがあり、適切な業績評価の困難性、大学間格差の拡大、人文科学の危機、強すぎる執行部に対する懸念は、日本でも各方面から声高に聞こえる。例えば、天野 (2008) は、「評価と競争を重視するシステムのもとで、一番大切なのは大学と大学人間の連帯と信頼のはずなのに、いまの資金配分政策は、大学における教育研究活動を強化し活性化するよりも、それを弱体化させ掘り崩す方向に働いている」と現状に対して強く警告を発している。

日本の高等教育は、近年、大学の理論に基づくよりも行政改革の枠組で改革が進められてきた (瀧澤, 2008)。その手法は基本的には規制緩和であり、教育内容や施設に関する政府統制は大幅に減退している。その結果、日仏共通の上記懸念以外にも、それぞれ数百に及ぶ種類の学士や修士に見られるような教育内容の極度の不透明化、営利企業の参入に典型的に示される大学の多様化による質の維持の困難さといった課題を抱え、巨額の政府財政赤字や18歳人口減少と併せて、日本の高等教育は危機的状況に置かれている。その解決法を見出すのは容易ではないが、仮に新自由主義的政策がその一端を担う—現段階ではその保証はない—のであれば、これまでのように規制緩和を徹底し、競争を推進するだけでは全く不十分であろう。すなわち、新自由主義は小さな政府を迫及した(旧)自由主義とは異なって、適切な市場の形成や企業的個人の育成において政府は重要な役割を果たすことを前提とするからである (Olssen and Peters, 2005)。高等教育の文脈でこれを捉えれば、全ての大学が平等に競争に参加できる条件並びに質を担保するための諸々の仕組み—これまでは過

度に評価制度に重点が置かれる傾向が認められる一を整備するとともに、各大学が実際に競争に参加できるようにするための育成方策が必要となるであろう。その具体的方策について言及する紙幅はないが、特に多面的な大学間協力の促進が重要（羽田編，2008；Cytermann, 2006）であることを指摘しておきたい。

これまでのところでは、日仏ともに規制緩和（自律性拡大）や競争が優先され、上記のような政府の役割については軽視されてきた感が否めない。特に日本に関しては、急速に規制緩和を進めた結果、18歳人口減少とも相俟って質保証に関して多大な懸念が生じている（瀧澤，2008）。文部科学省からLEC 東京リーガルマインド大学やサイバー大学に対して改善勧告や改善指導がなされたことはそれを例証していよう。いずれにせよ両国とも改革の途上であるが、平等と卓越の追求の狭間であって政府の役割を再定義していくことが今後重要な課題となっていくものと思われる。

## 【注】

- 1) 例えば、第二次臨時行政調査会（昭和56～58年）及びそれに続く第一次から第三次の臨時行政改革推進審議会（昭和58～61年，昭和62～平成元年，平成2～5年）における検討，規制緩和推進計画（平成7年閣議決定）がある。教育に関しては，その間の昭和59年から62年までに置かれた臨時教育審議会が「個性重視の原則」の下で大幅な規制緩和を促した。その後，大学審議会にて大学設置基準大綱化を始めとする規制緩和が検討され，実施された。そして，平成10年の規制緩和推進3か年計画（閣議決定）では教育を含む社会的規制も全面的に対象となり，更に対象が拡大されて今日に至っている。
- 2) 例えば英国について Ferlie et al (1996)，ドイツについて Sambale et al (2008) 参照。
- 3) 特段の断りがない限り大学にはそれに類する他の高等教育機関を含む。
- 4) 例えば Fert (2008) は，上海交通大学のランキングにおいて，国立科学研究センター（CNRS）によって雇用される教員については，その活動の半分しか考慮されないことの不合理性を指摘している。
- 5) 高等教育にかかる公役務の伝統的概念については，石村（1991）が解説している。
- 6) 所掌する組織（各省等）から独立した法人格を有する公的な機関。大学は，その一形態である学術的・文化的・職業専門の性格を有する公施設法人（EPSCP）である。石村（1991）参照。
- 7) 欧州連合においても，全国一律提供，継続性，質の確保，適正価格，利用者保護といった各国に共通する原則は認められるものの，一般利益役務の全欧州的概念の定義は困難かつ望ましくないとされた（CEC, 2003a）。なお，条約は経済的一般利益役務について規定したのみであるが，非経済的一般利益役務については，第一義的に国の権限に属するものとされる（CEC, 2001）。
- 8) 利用者の必要性の変化に応じて提供する役務の内容を適合させること。一度提供された役務が既得権益となることを防ぐものである。
- 9) 国民教育省 RERS2007。
- 10) この一方で専門職大学校優遇の問題（Veltz, 2007）があるが，本稿では取り上げない。



- 11) 大学等が中長期的な計画を策定し、それに基づいて国と契約（四年契約）を締結し予算配分を受けると。日本の国立大学法人化の際に参照された。
- 12) 例えば、2007年10月の与党集会でフィヨン首相は、私的領域の活性化を図りつつ公務員、提供役務、関与を減少させ、経済・行政改革を進める方針を示している。LOLFについては大場(2007)及び藤井(2007)参照。
- 13) 初等中等教育と比較すれば高等教育についての平等性の必要性は相対的に低いとされるが（Chevaillier, 2004）、例えば UNEF（2006）に見られるように学生からの平等性に対する要望は極めて強く、また、大学に関する国会報告書（CFEGP, 2006）の冒頭においても公役務としての高等教育は平等な進学機会を保障すべきであることを述べている。
- 14) 国民教育大臣を議長とする高等教育政策に関する諮問機関。大学等の高等教育機関関係者（教職員及び学生計41名）並びにその他の各界代表（教育、文化、学術、経済、社会等から計21名）で構成される。
- 15) 増え続けてきた大学（他の高等教育機関を含まない）の在籍者数は1995年の147万人を頂点に減少に転じ、1997年以降は130万人前後で推移してきている。
- 16) シラク内閣のドバケ高等教育担当大臣が1986年に提案した大学改革案。大学における入学者選抜等が含まれており、学生の大規模な抗議活動によって撤回された。
- 17) 目標・指標は大場（2007）参照。なお、目標・指標は毎年見直され、少しずつではあるが改定されている。例えば、2006年予算で13あった目標は2008年予算では目標12と目標13の統合によって12に減っており、それ以外の目標でも一部文言に変更が認められる。本稿では、主として2006年の目標・指標を用いて検討する。
- 18) それぞれ高等学校（lycée）又は大学に付設される2年の職業教育課程。通常の大学教育課程と異なって入学者の選抜が行われる。
- 19) ちなみに2008年予算書で採用されている指標は、①修士・博士課程における外国人学生（バカロレア非保持者）の比率（全体及び OECD 加盟国別に）、②学士・修士課程における外国人学生に対する日本人学生比較合格率、③修士・博士課程における共同学位数となっている。また、目標値（2012年まで）も見直されており、例えば①に関しては修士課程20%（OECD 加盟国3.1%）、博士課程33%（OECD 加盟国9%）にそれぞれ設定されている。
- 20) 国民教育省2006年大学新学期記者配布資料。但し、学士課程教育の事前審査は国民教育省が直接に行い、また教員評価に従事する全国大学評議会（CNU）の機能が含まれなかったなど、大学評価全般を網羅した訳ではない。
- 21) 但し、人件費等の基盤的経費は対象外である。
- 22) 本件経緯については岡山（2008）に詳しい。
- 23) 選考された地域（キャンパス）は、ボルドー、グルノーブル、リヨン、モンペリエ、ストラズブル、トゥルーズ（以上5月選考分6件）、エクス＝マルセイユ、パリ＝オベールピリエ、サクレ、パリ中央部（以上7月選考分4件）である。その大半は、PRES として連携が進行しているものである。



- 24) École d'économie de Paris. RTRA (前述) の一つ。
- 25) 2006年春に初期雇用契約 (CPE) への大規模な反対運動が起こったが、その論点の中心は就職問題であり、高等教育市場化に対する反対運動とは性格を異にする。
- 26) Desrosières は、一例として、警察 (police) と憲兵隊 (軍警察) (gendarme) との間で自動車運転者のアルコール摂取過多による検挙率について、一方は上昇を業績とし他方では下降を業績と定めたこと挙げている。
- 27) 大学関係指標の原案を作成した Olivier Boylaud 氏 (元 OECD コンサルタント) への聴き取り調査 (2008年3月12日)。

## 【参考文献】

- 天野郁夫 (1999) 『大学—挑戦の時代』東京大学出版会。
- 天野郁夫 (2008) 『国立大学・法人化の行方：自律と格差のはざままで』東信堂。
- 石村雅雄 (1991) 「フランスの大学の設置形態の分析—特徴ある公施設法人 (établissement public) の法制度的検討—」『京都大学教育学部紀要』第35号, 京都大学教育学部, 165-176頁。
- 大場淳 (2006) 「フランスにおける大学自治—2003年の高等教育自治法 (大学改革法) 案を巡って—」『大学論集』第37集, 広島大学高等教育研究開発センター, 37-59頁。
- 大場淳 (2007) 「フランスにおける国家予算制度改革と大学への影響—自律性拡大と評価制度整備に向けて—」『大学論集』第38集, 広島大学高等教育研究開発センター, 103-124頁。
- 大場淳 (2008) 「フランスの高等教育機関と学位授与権」『日仏教育学会年報』第14号, 44-55頁。
- 岡山茂 (2008) 「大学改革の日仏比較と学長たちの惑星的思考」『現代思想』第36巻第12号 (平成20年9月), 143-153頁。
- タイヒラー・ウルリッヒ (2006) 『ヨーロッパの高等教育改革』玉川大学出版部。
- 瀧澤博三 (2008) 「規制改革と高等教育」『教育学術新聞』第 2316/2325号。
- 中村紘一・新倉修・今関源成 (編) (2002) 『フランス法律用語辞典第2版』三省堂。
- 羽田貴史 (編) (2008) 『高等教育の市場化における大学団体の役割と課題』科学研究費補助金研究成果報告書。
- 藤井佐知子 (2007) 「フランスにおける新政策制度下の教育行政—学校の自律性拡大による成果向上—」古沢常雄 (編) 『フランスの複雑化する教育病理現象の分析と実効性ある対策プログラムに関する調査研究』科学研究費補助金研究成果報告書, 105-119頁。
- AERES (2007). *Évaluation des établissements, des unités de recherche et des formations de la vague C*. Paris: Auteur.
- Amaral, A. (2007). Higher education and quality assessment: The many rationales for quality. In L. Bollaert, et al (Eds.), *Embedding Quality Culture in Higher Education: A Selection of Papers from the 1<sup>st</sup> European Forum for Quality Assurance* (pp. 6-13). Brussels: EUA.
- Arkwright, E., Boissieu C. de, Lorenzi J.-H. et Samson J. (2007). *Économie politique de la LOLF*. Paris: La

- Documentation française.
- Attali, J. et al (1998). *Pour un modèle européen d'enseignement supérieur*. Paris: MEN.
- Belloc, B. (2002). *Incitations et transparence: instruments de changement dans l'enseignement supérieur*. Conférence Générale de l'OCDE-IMHE 16-18 septembre, Paris.
- Bezes, P. (2005). Le renouveau du contrôle des bureaucraties: l'impact du new public management. *Informations sociales*, 126, 26-37.
- Boer, H. de, & Stensaker, B. (2007). An Internal Representative System: The Democratic Vision. In P. Maassen, & J. P. Olsen (Eds.), *University Dynamics and European Integration* (pp. 99-118). Dordrecht: Springer.
- Boffo, S., Dubois, P., & Moscati, R. (2008). Changes in University Governance in France and in Italy. *Tertiary Education and Management*, 14, 13-26.
- Butler, D. (2007). Is French science in decline. *Nature*, 446, 854.
- CEC = Commission of the European Communities (2001). Services of general interest in Europe. *Official Journal of the European Commission*, C17/4 19.1.2001, 4-23.
- CEC = Commission of the European Communities (2003a). *Green paper on services of general interest*. Brussels: Author.
- CEC = Commission of the European Communities (2003b). *The role of the universities in the Europe of knowledge*. Brussels: Author.
- Cédelle L. (2007). Les points litigieux de l'avant-projet de loi. *Le Monde*, article interactif du 26 juin.
- Cerisier-ben Guiga, M. et Blanc, J. (2005). *Rapport d'information fait au nom de la Commission des affaires étrangères, de la défense et des forces armées sur l'accueil des étudiants étrangers en France*. Paris: Sénat.
- CFEGP = Commission des finances, de l'économie générale et du plan (2006). *Compte rendu n° 71*. Examen des propositions de la Mission d'évaluation et de contrôle sur la gouvernance des universités dans le contexte de la LOLF, 14 juin, Paris: Assemblée nationale.
- Chabbal, R. et al (2007). *L'enseignement supérieur en France — État des lieux et propositions*. Rapport établi sous la direction de François Goulard, Ministre délégué à l'Enseignement Supérieur et à la Recherche, Paris: MEN.
- Chevaillier, T. (2004). Higher Education and Markets in France. In P. Teixeira, B. Jongbloed, D. Dill, & A. Amaral, (Eds.), *Markets in Higher Education: Rhetoric or Reality?* (pp. 311-326). Dordrecht: Kluwer.
- Clark, B. R. (1983). *The Higher Education System: Academic Organization in Cross-National Perspective*. Berkeley: University of California Press.
- CNE (2003). *Livre des références: les références de l'assurance de la qualité dans les établissements d'enseignement supérieur*. Paris: Auteur.
- CPU = Conférence des Présidents d'Université (2002). *Les actes du colloque annuel: Autonomie des universités — Lille les 22-23 mars 2001*. Paris: Maison des Universités.
- CPU = Conférence des Présidents d'Université (2006). *Position de la CPU sur la construction des PRES*. Paris: Maison des Universités.

- CPU = Conférence des Présidents d'Université (2007). *L'université est une chance: les propositions des présidents d'université*. Paris: Maison des Universités.
- CPU = Conférence des Présidents d'Université (2008). *Actes du colloque de Metz 14-16 février 2007: L'université est une chance*. Paris: Maison des Universités.
- Cytermann, J.-R. (2006). *Les transformations de la carte de l'enseignement supérieur et de la recherche en France: Raisons internes ou influences internationales*. Communication présentée au colloque « Mutations de l'enseignement supérieur: influences internationales », 20-22 novembre à l'Université du Littoral.
- Cytermann, J.-R. (2007). *Objectifs et indicateurs de la loi organique aux lois de finances (LOLF) et concurrence dans l'enseignement supérieur*. Communication au RESUP2007, 1-3 février à Sciences-Po.
- Desrosières, A. (2006). *De Cournot à l'évaluation des politiques publiques: Paradoxes et controverses à propos de la quantification*. Paris: Centre Cournot.
- Damme, D. van (2002). Quality Assurance in an International Environment: National and International Interests and Tensions. *International Quality Review: Values, Opportunities, and Issues* (pp. 3-16). CHEA Occasional Paper, June 2002.
- Dizambourg, B. (2007). Transformations universitaires: un modèle international?. *Revue internationale d'éducation*, 45, septembre, 17-25.
- ENQA (2005). *Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area*. Helsinki: Author.
- Farlie, E., Ashburner, L., Fitzgerald, L., & Pettigrew, A. (1996). *The New Public Management in Action*. Oxford: Oxford University Press.
- Ferry, L. (2002). *De nouvelles perspectives pour l'enseignement supérieur*. Conférence de presse du 7 octobre, Paris: MEN.
- Fert, A. (2008). Comment le classement de Shanghai désavantage nos universités. *Le Monde*, le 28 août.
- Frémont, A. et al (2004). *Les universités françaises en mutation: la politique publique de contractualisation (1984-2002)*. Paris: Documentation française.
- Froment, É. (2007). Quality assurance and the Bologna and Lisbon objectives. In L. Bollaert, et al (Eds.), *Embedding Quality Culture in Higher Education: A Selection of Papers from the 1<sup>st</sup> European Forum for Quality Assurance* (pp. 11-13). Brussels: EUA.
- Haberbusch, T. (2007). 5 acteurs du supérieur jugent la loi Pécresse. *L'ORS*, 20, 13 juillet.
- Hazelkorn, E. (2007). The Impact of League Table and Ranking Systems on Higher Education Decision Making. *Higher Education Management and Policy*, 19(2), 87-110.
- IGAENR = Inspection générale de l'Administration de l'Éducation nationale et de la Recherche (2005). *Recherche et territoires*. Paris: MEN.
- Laugénie C. (2004). L'évaluation institutionnelle en France. In *De Berlin à Bergen: nouveaux enjeux de l'évaluation* (pp. 36-39). Rapport du colloque, Dijon, 10-11 juin, Paris: CNE.
- Le Hir, P. et Rollot, C. (2007). Université et recherche: la guerre des promesses. *Le Monde*, 12 avril.

- Leras, M. (2007). Aix-Marseille prépare sa méga université. *L'Humanite*, 21 juin.
- Lombard, M. et Dumont, G. (2003). *Droit administratif 5e édition*. Paris: Dalloz.
- Lussault, M. (2007). Le développement de l'université de Tours. *Esprit*, 340, décembre, 36-47.
- MEN = Ministère de l'Éducation nationale (2005). *Programme 150: Formations supérieures et recherche universitaire*. Extrait du bleu budgétaire du PLF 2006, Paris: MINEFI.
- MEN = Ministère de l'Éducation nationale (2007a). *Projet de loi de finances pour 2008: recherche et enseignement supérieur*. Paris: MINEFI.
- MEN = Ministère de l'Éducation nationale (2007b). *Campagne 2007-2008 d'habilitation à délivrer les diplômes nationaux de licence et de master — Vague B*. Paris: Auteur.
- MEN = Ministère de l'Éducation nationale et MR = Ministère de la Recherche (2002). *Schéma de services collectifs de l'enseignement supérieur et de la recherche*. Paris: DATAR.
- MESR = Ministère de l'Enseignement supérieur et de la Recherche (2008). *Opération Campus: rénovation de 10 projets de campus*. Dossier de presse du 6 février, Paris: Auteur.
- Mignot-Gérard, S. et Musselin, C. (2005). *Chacun cherche son LMD: L'adoption par les universités françaises du schéma européen des études supérieures en deux cycles*. Poitiers: ESEN.
- Musselin, C. (2001). *La longue marche des universités françaises*. Paris: PUF.
- Musselin, C., Froment, E. et Ottenwaelter, M.-O. (2007). Le processus de Bologne: quels enjeux européen?. *Revue internationale d'éducation*, 45, 99-110.
- Neave, G. (2004). The Temple and its Guardians: An Excursion into the Rhetoric of Evaluating Higher Education. *Journal of Finance and Management in Colleges and Universities*, 1, 212-227.
- OECD (2003). Changing Patterns of Governance in Higher Education. In *Education Policy Analysis* (pp. 59-78). Paris: OECD Publishing.
- OECD (2004). *On the Edge: Securing a Sustainable Future for Higher Education*. Paris: OECD Publishing.
- Olssen, M. and Peters, M. A. (2005). Neoliberalism, higher education and the knowledge economy: from the free market to knowledge capitalism. *Journal of Education Policy*, 20(3), 313-345.
- Rollot, C. (2007). Une réforme partielle de l'Université sera votée dès cet été. *Le Monde*, 25 mai.
- Sambale, J., Eick, V. und Walk, H. (2008). *Das Elend der Universitäten: Neoliberalisierung deutscher Hochschulpolitik*. Münster: Westfälisches Dampfboot.
- Schimank, U. (2005). 'New Public Management' and the Academic Profession: Reflections on the German Situation. *Minerva*, 43, 361-376.
- Soldano, C. et Filâtre, D. (2004). L'articulation spatiale des politiques d'enseignement supérieur: configurations régionales et politiques de sites. Communication au séminaire « La construction de l'offre de formation », 30-31 mai, disponible à : [http://cisad.adc.education.fr/dister/documents/9\\_Soldano-Filatre.pdf](http://cisad.adc.education.fr/dister/documents/9_Soldano-Filatre.pdf) (le 30 septembre 2008)
- Thiaw-Po-Une, L. (2006). Universités publiques ou universités d'État?. *Le Mensuel de l'Université*, 9, septembre.
- UNEF = Union nationale des Étudiants de France (2003). *Autonomie des universités: une marche forcée inac-*

*ceptable*. Paris: Auteur.

UNEF = Union nationale des Étudiants de France (2006). *Défendre et renforcer le service public d'enseignement supérieur*. Paris: Auteur.

Veltz, P. (2007). *Faut-il sauver les grandes écoles?*. Paris: Presses de la Fondation nationale des sciences politiques.

Vinokur, A. (2008). La loi relative aux libertés et responsabilités des universités: essai de mise en perspective. *Revue de la régulation*, 2, <http://regulation.revues.org/> [revue en ligne].



## **Entre la poursuite de l'égalité et celle de l'excellence, passage de l'enseignement supérieur à la logique du marché: réflexion autour l'évolution du concept du service public français**

Jun OBA \*

Depuis les années 1980 au Japon, dans le contexte de déréglementation générale de l'administration de l'État amorcée par la mondialisation et par d'autres facteurs, les universités qui étaient sous le contrôle stricte de l'État et également protégées par ce dernier, ont commencé à faire l'objet de réformes mettant l'accent sur la libéralisation, la diversification et l'individualisation, et à être placées dans un environnement de plus en plus compétitif. Un tel changement concernait non seulement le Japon, mais aussi nombre de pays du monde où le néolibéralisme et le NPM (nouveau management public) ont été appliqués à leurs systèmes d'enseignement supérieur. Aujourd'hui, des universités plus autonomes doivent rivaliser pour les étudiants, les fonds publics et la réputation entre elles et également avec les autres institutions, soit domestiques, soit étrangères.

En France, la régionalisation (européanisation) et la mondialisation ont fortement influencé la société toute entière et ont ébranlé le fondement de son système d'enseignement supérieur. Le nouveau système financier basé sur la LOLF s'inspire essentiellement du NPM, requérant des universités une culture d'évaluation qui est étrangère à la communauté académique. Par ailleurs, on critique le plus souvent le positionnement médiocre des universités françaises dans les classements universitaires du monde, même si on reconnaît la partialité des méthodes d'évaluation utilisées par ces classements. Ces dernières années, des politiques pour renforcer la visibilité internationale des universités françaises ont été promues, en incitant leur diversification ainsi que le regroupement ou la fusion d'institutions par le biais de fonds concurrentiels. Ce changement d'orientation politique a soumis le système d'enseignement supérieur français à la logique du marché.

Cependant, en France, l'enseignement supérieur a longtemps été considéré comme un service public et placé sous le stricte contrôle de l'État. Même aujourd'hui, il est censé assurer l'égalité de l'accès et des chances pour tous les citoyens français. Il convient toutefois de noter que les nouvelles politiques fondées de plus en plus sur la logique du marché ont tendance à s'écarter de cette tradition. Naturellement, ce changement ne reste pas sans conséquences, comme l'illustre le retrait du projet de loi Ferry sur l'autonomisation des universités en 2003.

Cet article a pour objectif de donner un bref aperçu de l'évolution du passage de l'enseignement supérieur français à la logique du marché et d'analyser les réactions des diverses parties concernées ainsi que les problèmes qui résultent de cette évolution. La dernière section se termine par quelques comparaisons franco-japonaises en la matière.

---

\* Maître de conférences, Institut de recherche pour l'enseignement supérieur (RIHE), Université de Hiroshima